

「社会福祉法人による利用者負担軽減」実施事業所の登録漏れによる
高額介護サービス費の支給誤りについて

1 概要

「高額介護サービス費※1」の支給において、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度（以下「社福軽減」といいます）※2」の適用によって軽減された自己負担額を反映していなかったため、平成28年10月から令和4年11月までの間、16名について支給額が過大であることが判明しました。

多くの方にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

※1) 高額介護サービス費

介護サービスを利用した際の1か月当たりの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給

※2) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市民税非課税世帯の方で収入・資産等の要件を満たした方が、社会福祉法人が運営する事業所の対象となる介護サービスを利用した場合、利用者負担額の一部について軽減される制度

2 経緯

令和4年10月に判明した一部の方への高額介護サービス費の支給誤り（令和4年12月19日記者発表済）を受け、他にも同様の事例がないかを自主点検した結果、社福軽減の適用を受けている被保険者の方の一部に過大支給が生じていることが判明しました。

3 原因

今回の処理誤りは、高額介護サービス費を計算する際に必要となる社福軽減の実施事業所の情報（5事業所）について、システムに新規登録するための抽出作業が漏れたことによるものです。

4 影響

過大支給の金額は以下のとおりです。

16名 合計2,126,338円

※1人当たり最大の過大支給額は463,389円です。

5 今後の対応

対象となる方に対して謝罪するとともに、過大支給額の返還を依頼します。

6 再発防止策

事業所情報の登録漏れを防ぐため、従来手作業で行っていた事業所情報の抽出・突合を、システム上で行えるよう運用を改善します。

お問合せ先

健康福祉局介護保険課長 高橋 陽子 Tel 045-671-4250